

令和7年度
徳島県鳥獣保護区等位置図(西部)

◆捕獲禁止

狩猟鳥獣名	禁止期間	区 域
キジ(メス) ヤマドリ(メス)	令和4年9月15日から5年間	県下一円
ツキノワグマ	令和4年9月15日から5年間	県下一円

◆狩猟期間

毎年11月15日から翌年2月15日まで
(ニホンジカ・イノシシについては、翌年3月31日まで)



徳島県
令和7年11月1日現在

狩猟における注意事項

- 出猟の際、登録証、印章、許可証を確認すること。
- 鳥獣保護区等を確認し、違反をしないこと。
- 日出前、日没後の銃猟はしないこと。
- 酒気を帯びて出猟しないこと。
- 登山者や農林業作業者に十分注意すること。
- 銃の運搬は、弾を抜き、銃袋に入れて運搬すること。
- 銃の時は、矢先を確認すること。
- 銃は必ず点検を行い、自分の管理下に置くこと。
- 電線、電話線に向かって発砲しないこと。
- 出猟後は、出猟結果を狩猟者登録証裏面に記録し、正確な報告に努めること。
- 徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、上板町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、藍住町、つるぎ町、東みよし町では、地籍調査を実施しており調査員が入っていることもあるので、十分に気をつけること。
- 国有林及び官行造林内で狩猟する場合は、必ず「入林の手続き」を行い「入林票」の交付を受けること。なお入林の手続きについては、入林予定日の概ね2週間前までに徳島森林管理署へ提出すること。

徳島森林管理署連絡先(国有林についての問合わせ)
住所 〒771-0117 徳島市川内町鶴島239-1
電話 088-637-1230

徳島県における日の出・日の入り時刻表											
日	曜日	全徳島平均	110°E	110°E	110°E	110°E	110°E	110°E	110°E	110°E	110°E
1	日	11:29	11:29	11:29	11:29	11:29	11:29	11:29	11:29	11:29	11:29
2	月	6:52	12:58	2	月	6:50	12:58	2	月	6:48	12:59
3	火	6:51	12:59	3	火	6:50	12:59	3	火	6:49	12:59
4	水	6:50	12:59	4	水	6:50	12:59	4	水	6:49	12:59
5	木	6:49	12:59	5	木	6:49	12:59	5	木	6:48	12:59
6	金	6:48	12:59	6	金	6:48	12:59	6	金	6:47	12:59
7	土	6:47	12:59	7	土	6:47	12:59	7	土	6:46	12:59
8	日	6:46	12:59	8	日	6:46	12:59	8	日	6:45	12:59
9	月	6:45	12:59	9	月	6:45	12:59	9	月	6:44	12:59
10	火	6:44	12:59	10	火	6:44	12:59	10	火	6:43	12:59
11	水	6:43	12:59	11	水	6:43	12:59	11	水	6:42	12:59
12	木	6:42	12:59	12	木	6:42	12:59	12	木	6:41	12:59
13	金	6:41	12:59	13	金	6:41	12:59	13	金	6:40	12:59
14	土	6:40	12:59	14	土	6:40	12:59	14	土	6:39	12:59
15	日	6:39	12:59	15	日	6:39	12:59	15	日	6:38	12:59
16	月	6:38	12:59	16	月	6:38	12:59	16	月	6:37	12:59
17	火	6:37	12:59	17	火	6:37	12:59	17	火	6:36	12:59
18	水	6:36	12:59	18	水	6:36	12:59	18	水	6:35	12:59
19	木	6:35	12:59	19	木	6:35	12:59	19	木	6:34	12:59
20	金	6:34	12:59	20	金	6:34	12:59	20	金	6:33	12:59
21	土	6:33	12:59	21	土	6:33	12:59	21	土	6:32	12:59
22	日	6:32	12:59	22	日	6:32	12:59	22	日	6:31	12:59
23	月	6:31	12:59	23	月	6:31	12:59	23	月	6:30	12:59
24	火	6:30	12:59	24	火	6:30	12:59	24	火	6:29	12:59
25	水	6:29	12:59	25	水	6:29	12:59	25	水	6:28	12:59
26	木	6:28	12:59	26	木	6:28	12:59	26	木	6:27	12:59
27	金	6:27	12:59	27	金	6:27	12:59	27	金	6:26	12:59
28	土	6:26	12:59	28	土	6:26	12:59	28	土	6:25	12:59
29	日	6:25	12:59	29	日	6:25	12:59	29	日	6:24	12:59
30	月	6:24	12:59	30	月	6:24	12:59	30	月	6:23	12:59
31	火	6:23	12:59	31	火	6:23	12:59	31	火	6:22	12:59

※この時刻表は、徳島県庁の時刻表を基に作成されています。時刻は、徳島県庁の時刻表を基に作成されています。時刻は、徳島県庁の時刻表を基に作成されています。

